

入札参加資格制限措置公表

入札参加資格制限措置

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

住 所	福島県本宮市高木字舟場25－8
商号又は名称	石橋建設工業株式会社
代 表 者	代表取締役 石橋 英雄

2 期間

令和7年10月6日から令和7年11月5日（1箇月）

3 事実概要

令和7年6月18日、当該人が元請負人として施工中の県中建設事務所発注「道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）」（第24-41320-0206号）において、路体盛土の施工の際、下請作業員が前進してきた転圧機械と接触し足を轢かれて負傷した。

この事故では、機械作業との分離措置等が徹底されていなかったこと、また関係請負人の労働者が法令の規定に違反しないよう必要な指導を行っていなかったなど、安全管理の措置が著しく不適切であったと判断される。

4 措置理由

上記事実概要は、伊達市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第1の5（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

【入札参加資格制限措置要綱別表第1】

要 件	期 間
（5）安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故 イ 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2箇月以内

問い合わせ先

伊達市財務部財政課契約検査係
福島県伊達市保原町字舟橋180番地

（電話）024-573-9150